

鹿屋市要保護児童対策地域協議会開催要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市要保護児童対策地域協議会開催要綱（平成18年鹿屋市告示第59号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1号中「法第33条第8項」を「法第33条第19項」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。